

(様式8) (第59条の2第2項)

認可外保育施設事業内容等変更届

令和 年 月 日

西宮市長 殿

保育施設 設置者

住 所

法人名

代表者

認可外保育施設の事業内容等下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

所在地

2 設置年月日

3 変更事項

4 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

5 変更事由

6 変更年月日

※これは提出（印刷）の必要はありません。

◎ 認可外保育施設事業内容等変更届 記入上の注意点など

事業開始後、届け出た事項のうち、以下の事項について変更が生じた場合、変更した日から1月以内に届け出て下さい。

※届出書の設置者欄の法人名について、設置者が個人である場合には、氏名と読み変え、代表者名は空欄にしてください。

(1) 施設の名称及び所在地

施設を移転する場合には、事前に下記担当課までお知らせください。その際には、『変更届 添付資料（施設所在地や設備の変更のとき必要）』を併せて提出してください。

(2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び住所

(3) 建物その他の設備の規模及び構造

『変更届 添付資料（施設所在地や設備の変更のとき必要）』を併せて提出してください。

施設のリフォームや建替などで大幅に面積や設備が変更となる場合には、事前に下記担当課までお知らせください。

(4) 施設の管理者の氏名及び住所

◎ 幼児教育・保育の無償化に係る確認申請について

「幼児教育・保育の無償化に係る確認申請」を行っている場合は、西宮市ホームページ「【事業者向け】幼児教育・保育の無償化に係る確認申請の変更及び辞退について（西宮市ホームページ内検索番号：36104225）」のページを確認いただき、必要書類を揃えて、変更届と共に保育幼稚園指導課までご提出ください。

また、定款その他や役員の変更など認可外保育施設事業内容等変更届は必要ないが、確認申請の変更届は必要な時があります。その際には内容をよくご確認の上、直接、保育幼稚園支援課へご提出ください。

◎ 届出書の提出先

西宮市 保育幼稚園指導課 認可外担当 電話：0798-34-8502

（郵送の場合）〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

※執務室は下記ですが、送付先の住所は上記にしてください。

（持参の場合）西宮市六湛寺町9番8号 市役所前ビル6階

届出内容について確認する場合がございますので、封筒などわかるところに届出担当者のお名前と連絡先がわかるようにご記入願います。

なお、受付印付きの届出書の複写をご希望の場合は、その旨を記載したメモと切手付返信用封筒を同封してください。

認可外保育施設 変更届 添付資料 (施設所在地や設備の変更のとき必要)

(兵庫県 西宮市)

令和 年 月 日現在

① 保育施設の名称										
② 保育施設の所在地 (建物の名も記載すること)	〒									
	Tel					F A X				
	E-m a i l									
	最寄り駅			線		駅		バス		分
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間			時間外開所時間			備 考			
	平 日			: ~ :			: ~ :			
	土曜日			: ~ :			: ~ :			
	日・祝祭日			: ~ :			: ~ :			

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	計
⑮定員	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設(事業所内保育事業)の場合、【 】内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。企業主導型保育事業のときも同じく【 】内に地域枠を再掲すること。

⑯施設・設備	専用設備 (あるものに○)	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室				
		児童用便所				
	室名	保育室等				/
		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	室数	室	室	室	室	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
		室数	室	室	室	m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
			便器	個		
屋外遊戯場(園庭)	有 (m ²)	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無
建物の構造	建物の建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
	ア:耐火構造 イ:準耐火構造 ウ:ア・イではない					
	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他 ()	階建て 建物の 階				
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					

⑳ 乳児室の区画	有（専用室 フェンス ベビーベッド 他 ）		無				
㉑ 保育室の採光・換気	窓等採光（良い 普通 悪い）・窓等換気（良い 普通 悪い）						
㉒ 便所の設備	保育室との仕切（有 無）・調理室との仕切（有 無）・専用手洗い（有 無）						
㉓ 消火用具の設置	有（消火器 他： ）		無				
㉔ 玄関以外の非常口	有	無 → 無の場合の避難器具 有（ ） 無					
㉕ 消防計画	有（届出年月日 平成・令和 年 月 日 ・未届 ）		無				
㉖ 避難消火訓練	実施（実施回数 回／年 ・うち、図上訓練 回／年）		未実施				
㉗ 保育室が2階に ある ・ ない							
転落防止設備 （窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物 （鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備 （下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている）			適 適 適				
<table border="1"> <tr> <td>常用 あるものに○</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用 あるものに○</td> <td>1 屋内避難階段 2 パルコニー 3 傾斜路等 4 屋外階段</td> </tr> </table>			常用 あるものに○	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 パルコニー 3 傾斜路等 4 屋外階段	不適 不適 不適
常用 あるものに○	1 屋内階段 2 屋外階段						
避難用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 パルコニー 3 傾斜路等 4 屋外階段						
㉘ 保育室が3階以上に ある ・ ない							
転落防止設備 （窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物 （鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備 （下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている。） （下表の設備が保育室等の各部分から30m以下に設けられている。）			適 適 適 適				
<table border="1"> <tr> <td>常用 あるものに○</td> <td>1 屋内避難階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用 あるものに○</td> <td>1 屋内避難階段 2 傾斜路等 3 屋外階段</td> </tr> </table>			常用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 屋外階段	避難用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 傾斜路等 3 屋外階段	不適 不適 不適
常用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 屋外階段						
避難用 あるものに○	1 屋内避難階段 2 傾斜路等 3 屋外階段						
調理室の防火区画 該当するものに○をする			適				
1 調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床・壁又は特定防火設備を設け区画している。 2 スプリンクラー設備がある。 3 自動消火設備かつ延焼防止措置が設けられている。			不適				

保育室が3階以上にある とき (前ページからの続き)	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ	適	不適
	非常警報器具または非常警報設備	適	不適
	カーテン、敷物、建具等の防災処理	適	不適
④⑩ 備えられている遊具 等	玩具 () 絵本 机 椅子 楽器 () 他 ()		
58 安 全 確 保	○安全対策	適	不適
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)		
	○事故防止	適	不適
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。		
59	○緊急時の対策	適	不適
	不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。		
⑤⑨ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施

(添付書類) 施設・設備の確認ができる図面等 (新・旧)

- ・元の図面の大きさがA3サイズまでの場合、縮小せずにそのままコピーしてください。
- ・保育室部分を蛍光ペンなどで囲ってください。
- ・保育室が3階以上の場合、保育室の一番遠いところから一番近い避難階段までの経路とその距離を記載した図面を保育室の図面とは別に提出してください。

記載上の注意 (以下は提出の必要はありません。)

【⑩】 24時間表示(00時00分～23時59分)で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑪】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設(事業所内保育事業)の場合、【 】内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【⑫】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を記入してください。

- ・乳児室……………乳児(1歳に満たない児童)のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい(手足を使ってはい進む)するための部屋

○屋外遊戯場(園庭) ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所(近隣の目安は駅から徒歩5分以内。)
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの